

# 令和元年度（定期受付）

## 業務委託競争入札参加資格審査申請要領

### 【入札参加資格の有効期間】

令和2年1月1日～令和4年12月31日（3年間）

I 申請者の資格	…	P2
II 申請方法	…	P3
III 提出書類	…	P4
IV 電子申請の方法	…	P6
V 申請に関する留意事項	…	P7
VI 業種分類表	…	P9
様式(第1号様式の1～第4号様式)	…	P11

令和元年7月

久留米市総務部契約課

### 申請者のみなさまへ

今回から、電子申請システムを活用した書面申請となっています。電子申請システムより出力した申請書に、必要書類を添付して郵送してください。

# 久留米市競争入札参加資格審査申請について

令和2年1月1日から令和4年12月31日まで(3年間)に、久留米市及び久留米市企業局が発注する業務委託の競争入札に参加を希望する方は、次の要領により、競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

## I 申請者の資格

### 【共通事項】

久留米市競争入札参加資格の申請をできる者は、業種分類表に掲げる業種を事業として営む法人または個人で、以下のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号(※1)の一に該当すると認められる者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号(※2)の一に該当すると認められる者(同項の規定により、久留米市から競争入札に参加させない措置を受けたものであって、その措置期間を経過したものを除く。)及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。
- (3) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していない者。
- (4) 久留米市の競争入札に参加しようとする者の営業所の所在地に応じて、それぞれに次に定める地方税等を完納していない者。  
ア 久留米市内 県税並びに市税及び国民健康保険料(個人事業主に限る。)を完納していない者。  
イ 久留米市以外の福岡県内 県税を完納していない者。
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- (7) 営業を行うにあたって、法令の規定により官公庁等の認可、許可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を受けていない者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員である者。

### (※1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

### (※2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- ⑦ この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### 【申請業種別事項】

「VI. 業種分類表」(P9～10)の「必要な資格等」を参照

## II 申請方法

電子申請システムを活用した書面申請とします。電子申請システムより出力した申請書に必要な書類を添付して郵送してください。(書面のみの申請は、受け付けません)

### (1) 申請期間

電子申請システムの利用可能期間	令和元年9月1日(日)から令和元年9月30日(月)まで ※システム利用時間等の制限はありません。 ※時間的余裕をもってご利用ください。
電子申請システムにより印刷した申請書及び添付書類の提出期限	令和元年10月10日(木)消印有効 ※電子申請システムへの入力終了後、印刷した申請書に添付書類を添えた申請書一式を市へ提出していただく期限です。 ※電子申請システムの入力が終了しても申請書一式が、この期限までに市に到着しない場合、書類審査はいたしません。(未申請となります)

### (2) 提出方法

一般書留、簡易書留、レターパックプラスなど、信書が送付可能かつ受領確認を要する方法で郵送してください。窓口を持参された場合、その場での書類審査は行いません。

### (3) 提出先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3  
久留米市 総務部 契約課 (工事チーム)  
TEL 0942-30-9171 FAX 0942-30-9713  
E-mail: keiyaku@city.kurume.fukuoka.jp

### (4) 有資格者名簿の公表

申請内容や書類に不備や不足がある場合、必要に応じて補正指示等を行います。審査の結果については、令和元年12月20日(金)までに、市公式ホームページで公表しますのでご確認をお願いします。

有資格者名簿の掲載場所

「入札契約情報」→「競争入札参加有資格者(工事・業務委託等)」→「登録業者一覧(業務委託)」

## (5) 資格の有効期間

令和2年1月1日(水)～令和4年12月31日(土)(3年間)

## Ⅲ 提出書類

下記の番号順にクリップ・クリアフォルダ・綴り紐・ファスナー等でまとめて提出して下さい。(ファイルには綴じないでください)

### (1) 共通のもの

番号	提出書類	指定様式	提出要否 (○:必要、-:不要)		
			市内	準市内	市外
1	競争入札参加資格審査申請書	電子申請 出力分	○	○	○
2	役員等一覧及び照会承諾書		○	○	○
3	申請業種		○	○	○
4	提出書類チェックリスト		○	○	○
5	営業所等写真及び位置図	第1号様式の1 及び2	○	○	-
6	事業所証明書		-	○	-
7	納税証明書等		○	○	○
8	登記事項証明書(個人事業者は身分証明書)		○	○	○
9	誓約書	第2号様式	○	○	○
10	業務履行実績表	第3号様式 又は自社様式	○	○	○

※ 【市内】久留米市内に本社を置く者 【準市内】久留米市外に本社を置く者で、久留米市内に支店・営業所等がある者  
【市外】久留米市外に本社を置く者で、準市内業者以外の者

※ 前回まで市内・準市内業者については有資格者名簿及びその他従事者名簿を徴収していましたが、今回から廃止します

### 【留意事項】

#### 1 競争入札参加資格審査申請書【必須】

- (1) 電子申請システムから印刷し、押印したものを提出して下さい。
- (2) 使用印は、代表者印を使用して下さい(法人の場合、原則として商号・役職が含まれたもの)。会社印(会社名のみ印)は不可とします。
- (3) 代表取締役から支店長等に、入札、見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を委任する場合、「受任者印」と「使用印」は同一のものとして下さい。

#### 2 役員等一覧及び照会承諾書【必須】

- (1) 電子申請システムから印刷し、押印したものを提出して下さい。
- (2) 法人申請者は、登記事項証明書に掲載されている役員全員(監査役等を含む)の入力が必要です。個人申請者は、代表者の入力が必要です。

### 3 申請業種【必須】

- (1) 電子申請システムから印刷したものを提出して下さい。
- (2) 「VI. 業種分類表」を参照し、入札参加を申請する業種を選択してください。最大10業種まで選択できます。選択した業種の「申請区分」に希望と登録の両方がある場合には、どちらかを選択してください。また「有資格者等」に該当する被用者(常時雇用)がいる場合には、その人数をそれぞれ入力して下さい。
- (3) 有資格者の資格確認書類(一級建築士免許証等)の提出は不要です。

### 4 提出書類チェックリスト【必須】

申請に関する連絡担当者情報を入力してください。行政書士の方が代理申請をする場合は、事務所情報を入力してください。

### 5 営業所等写真及び位置図(第1号様式の1及び2)【市内及び準市内業者のみ】

- (1) 営業所の外観及び内部の写真を貼り、位置図を記入して下さい。
- (2) 位置図については住宅地図等の写しで可。ただし、周辺の道路や目印等が確認できるものであること。

### 6 事業所証明書【準市内業者のみ】

申請日以前3か月以内に発行されたものに限り(写し可)。

※事業所証明書とは、久留米市内にある事業所名・所在地を証明するもので、次の場所で取得できます。

【久留米市役所税収納推進課(地下1階)、各総合支所市民福祉課、各市民センター】

※法人市民税にかかる「法人等の設立・設置申告書」を提出していない場合は、発行されませんのでご注意ください。申告に関する詳細は、市民税課(0942-30-9009)までお願いします。

### 7 納税等証明書

- (1) 次の表の申請者区分に従って、課税・非課税に係らず、納税等証明書を提出して下さい。申請日以前3か月以内に発行されたものに限り(写し可)
- (2) 入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地となります。

例1) 市内・法人の場合:「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出

例2) 市外(県外)の場合:「国税等」の証明を提出

申請者区分			税区分(税目)	証明書発行所	法人	個人
市外(県外)	市外(県内)	市内(準市内)				
○	○	○	国税等(法人税、所得税、消費税及び地方消費税)	所轄税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
—	○	○	福岡県税(法人事業税、個人事業税)	福岡県税事務所	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
—	—	○	久留米市税(法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税)	久留米市	久留米市税に滞納がない証明※	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明※
—	—	△	久留米市国民健康保険料	久留米市	不要	

※久留米市役所税収納推進課(地下1階)、各総合支所市民福祉課、各市民センターで取得できます。

## 8 登記事項証明書(個人事業主は身分証明書)【必須】

法人の場合は登記事項証明書を、個人の場合は本籍のある市町村発行の身分証明書を提出して下さい。申請日以前3か月以内に発行されたものに限りです。(写し可)

## 9 誓約書(第2号様式)【必須】

誓約書の記入事項を認識・了承し、記名押印して下さい。

## 10 業務履行実績表(第3号様式)【必須】

- (1) 直近2か年の完了実績を申請する業種ごとに用紙を分けて作成して下さい。
- (2) 内容を満たすものであれば、自社様式も可です。

### (2) 参加申請業種ごとに必要なもの

「VI. 業種分類表」(P9~10)の「必要な書類」を参照。

## IV 電子申請の方法

- (1) 電子申請を行う場所(久留米市公式ホームページ)

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1100online/2008-0201-1307-23.html>

※ 申請受付期間(令和元年9月1日~)になりましたら表示されます。

※ 電子申請の方法については、「電子申請マニュアル」(令和元年8月中旬頃までに市公式ホームページで公表予定)で確認してください。

- (2) 入札参加を希望する業種を「VI. 業種分類表」の中から選んでください。ただし、10業種を限度とします。また「申請区分」欄に、「登録」と「希望」の両方に○がある業種については、いずれかを選択してください。

- (3) (2)で選択した業種に該当する「有資格者」(常時雇用者)がいる場合には、当該有資格者を選択し、久留米市が発注する業務に従事可能な人数(A)を入力して下さい。また、市内及び準市内業者は、市内の事業所に所属する有資格者数(B)を入力して下さい。

※ (A)は所属する事業所に係わらず業務に従事できる人数を入力して下さい。市内及び準市内業者の場合、(A)は(B)を含みます。

- (4) 市内及び準市内業者は、(2)で選択した業種に「有資格者以外」の入力欄がある場合、市内の事業所に所属する者(常時雇用者)のうち、有資格者以外でその業務に従事する者の人数を入力して下さい。

### 【留意事項】

- (1) 提出書類(申請書、役員等一覧表及び照会承諾書、申請業種)の出力は、電子申請システムに入力完了後、申請内容に誤りがないか確認した後に行ってください。

※ 入力途中で出力されるなど、提出書類と申請データの内容が異なる場合、申請データの内容で受け付けることがあります。

- (2) 電子申請を複数回行わないでください。誤って電子申請された場合には、必ず取り下げ後に再度申請して下さい。久留米市から補正指示(メール等)があった場合も同様です。

※ 複数回電子申請された場合、提出書類の内容に係わらず、最後の申請内容で受け付けることがあります。

- (3) 審査結果については、令和元年12月20日(金)までに、市公式ホームページで公表しますので、ご確認をお願いします。審査結果公表後に、申請誤りが発覚した場合、資格を取り消す場合があります。

## V 申請に関する留意事項

### (1) 虚偽記載等への厳正な対応

申請内容に事実と異なる点が判明したときは、必要に応じて指名停止若しくは入札参加資格取消などの措置を行うことがあります。

#### 《事業所調査の実施について》

本市では、市内・準市内業者を対象に、事業所調査を抜き打ちにより実施し、申請内容等の確認を行っています。

調査の結果、申請内容と異なる事実が確認された場合は、指名停止若しくは入札参加資格の取消等の措置を行うことがあります。また、調査にご協力いただけない場合や改善指導に従わない場合には、指名を回避することがあります。

### (2) 電子入札システム登録のお願い

以下の業種の入札は電子入札で行います。現在本市の電子入札システムに登録されていない方は、本申請と合わせて登録をお願いします。なお、今回、初めて久留米市の業務委託競争入札参加資格申請をされる方は、資格認定後（令和2年1月以降）に登録をお願いします。

#### 【電子入札対象業種】

建築設計、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、測量、設備設計

#### 〈1〉 久留米市公式ホームページ・トップページ



久留米市公式ホームページ・トップページから、「オンラインサービス」の「電子入札」をクリックし、「電子入札システムポータル」ページ内のマニュアルを参照の上、同ページ内の「電子入札システム」から入力を行ってください。

#### 〈2〉 久留米市電子入札システムポータルページのアドレス

[http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1100online/2010denshi\\_nyusatsu/index.html](http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1100online/2010denshi_nyusatsu/index.html)

(3) 申請内容の変更があったら

申請内容に変更が生じたときは、すみやかに変更届を提出して下さい。(市公式ホームページから様式をダウンロードし、郵送又は窓口へ提出をお願いします。) なお、申請業種の追加・変更等については、令和2年1月4日以降随時受け付けを行います。

(4) 随時登録申請の受付開始

令和2年1月4日以降に、入札参加資格登録申請の随時受付を開始します。有資格者名簿の登録は、申請日の属する月の翌々月となります。

例) 令和2年1月に申請された場合、登録日は令和2年3月1日になります。



**VI. 業種分類表(1)**

・申請できる業種は次のとおりとする。  
 ・申請区分は「登録」と「希望」の2種類とする。【「登録」:法令による認定・許可等を取得しているもの 「希望」:認定・許可が無くても従事可能なもの】

業種コード	業 種 名	申請区分		「登録」として申請する場合		被用者数（常時雇用）の入力		
		登録	希望	必要な資格等	必要な書類	有資格者 (市発注業務に従事可能な者) (市内・準市内/市内の事業所に所属する者)	有資格者以外 (市内・準市内)	
2001	測量	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	測量法第55条の5第1項の規定による登録	直近の左記を確認できるものの写し（測量業者登録証明書等）	<input type="checkbox"/> 測量士		
2101	下水道設計	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	建設コンサルタント登録規程第5条の規定による登録（下水道部門）	直近の左記を確認できるものの写し（建設コンサルタント現況報告書、地方整備局からの通知等）	<input type="checkbox"/> 技術士及び認定技術管理者（登録業種の関連部門） <input type="checkbox"/> R C C M（＃）		
2102	道路設計			＃（道路部門）				
2103	河川設計			＃（河川部門）				
2104	農業土木設計			＃（農業土木部門）				
2105	造園設計			＃（造園部門）				
2106	上水道設計			＃（上水道部門）				
2107	都市計画設計			＃（都市計画部門）				
2108	鋼構造設計			＃（鋼構造部門）				
2109	その他設計	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	＃（上記以外の部門）				
2201	建築設計	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	建築士法第23条の3第1項の規定による登録	建築士事務所登録証明書の写し	<input type="checkbox"/> 一級建築士、 <input type="checkbox"/> 二級建築士		
2301	電気設備設計	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	建築士法第23条の3第1項の規定による登録	建築士事務所登録証明書の写し	<input type="checkbox"/> 建築設備士、 <input type="checkbox"/> 設備設計一級建築士		
2302	機械設備設計							
2401	地質調査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	地質調査業者登録規程第5条の規定による登録	直近の左記を確認できるものの写し（地質調査業者現況報告書、地方整備局からの通知等）	<input type="checkbox"/> 技術士及び認定技術管理者〔建設部門（土質及び基礎）、応用理学部門（地質）、総合技術監理部門（建設－土質及び基礎、応用理学－地質）〕 <input type="checkbox"/> R C C M（地質、土質及び基礎） <input type="checkbox"/> 地質調査技士		
2501	補償コンサルタント	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	補償コンサルタント登録規程第5条の規定による登録	直近の左記及び登録部門を確認できるものの写し（補償コンサルタント現況報告書、地方整備局からの通知等）	<input type="checkbox"/> 補償業務管理士 <input type="checkbox"/> 補償コンサルタント登録規程第3条第1項イに基づく実務経験を有する者		
2502	土地家屋調査	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	土地家屋調査士法第8条の規定による名簿登録	土地家屋調査士会登録証の写し	<input type="checkbox"/> 土地家屋調査士		
2503	不動産鑑定	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	不動産の鑑定評価に関する法律第23条の規定による登録	不動産鑑定業者登録証明書の写し	<input type="checkbox"/> 不動産鑑定士		
3001	環境計量	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	計量法第107条第2項の規定による登録	計量証明事業登録証の写し	<input type="checkbox"/> 環境計量士（騒音・振動、濃度）		
3401	建物清掃	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2の規定による登録（建築物清掃業、建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管清掃業、建築物環境衛生総合管理業）	左記にかかる登録証明書の写し	<input type="checkbox"/> ビルクリーニング技能士 <input type="checkbox"/> ビル設備管理技能士 <input type="checkbox"/> 建築物衛生管理技術者		
3402	その他測定検査			建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2の規定による登録（建築物空気環境測定業、建築物飲料水水質検査業、建築物環境衛生総合管理業）				<input type="checkbox"/> 空気環境測定実施者 <input type="checkbox"/> 貯水槽清掃作業監督者 <input type="checkbox"/> 建築物衛生管理技術者
3501	建物消毒			建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2の規定による登録（建築物ねずみ昆虫等防除業、建築物環境衛生総合管理業）				<input type="checkbox"/> 防除作業監督者 <input type="checkbox"/> 建築物衛生管理技術者
3601	人的警備	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	警備業法第4条の規定による認定（警備業法第9条の規定による届出）	警備業の認定書（及び営業所設置等届出書）の写し	<input type="checkbox"/> 警備員指導教育責任者		
3602	機械警備	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	警備業法第4条の規定による認定（警備業法第9条の規定による届出）及び警備業法第40条の規定による届出	上記に加えて、機械警備業務開始届出書の写し	<input type="checkbox"/> 機械警備業務管理者		

## VI. 業種分類表(1)

・申請できる業種は次のとおりとする。  
 ・申請区分は「登録」と「希望」の2種類とする。【「登録」:法令による認定・許可等を取得しているもの 「希望」:認定・許可が無くても従事可能なもの】

業種コード	業 種 名	申請区分		「登録」として申請する場合		被用者数（常時雇用）の入力	
		登録	希望	必要な資格等	必要な書類	有資格者 (市発注業務に従事可能な者) (市内・準市内/市内の事業所に所属する者)	有資格者以外 (市内・準市内)
4601	貨物輸送	○		以下の1又は2の条件を満たすこと(いずれも営業区域が福岡県内を含むこと) 1. 一般貨物自動車運送事業許可(貨物自動車運送事業法第3条)を有すること 2. 貨物軽自動車運送事業届出(同法第36条)をおこなっていること	・左記を確認できるもの(許可書又は届出書の写し等) ・営業用機械機具調書(第4号様式)		
4801	旅客輸送	○		一般貸切旅客自動車運送事業許可(道路運送法第4条)(営業区域が福岡県内を含むこと)	・左記を確認できるもの(許可書の写し等) ・営業用機械機具調書(第4号様式)		

## VI. 業種分類表(2)

業種コード	業 種 名	申請区分		申請する場合		被用者数（常時雇用）の入力	
		登録	希望	申請要件	必要な書類	有資格者 (市発注業務に従事可能な者) (市内・準市内/市内の事業所に所属する者)	有資格者以外 (市内・準市内)
3101	樹木管理		○				
3201	側溝清掃		○		営業用機械機具調書(第4号様式)		
3301	道路清掃		○				
3701	防蟻		○				
3801	TVカメラ調査		○		営業用機械機具調書(第4号様式)		
3901	漏水調査		○				
4102	除草		○				
4201	消防用設備等保守		○	消防法第17条第1項により設置が義務づけられている施設(消防用設備等)の整備・点検を行えること		<input type="checkbox"/> 甲種又は乙種消防設備士 <input type="checkbox"/> 第1種、第2種又は特殊消防設備点検資格者	
4202	自家用電気工作物保安		○	保安管理業務の外部委託(電気事業法施行規則第52条第2項)を受託できること		<input type="checkbox"/> 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者	
4203	建築物点検		○	建築基準法第12条の規定による点検を行えること		<input type="checkbox"/> 一級建築士又は二級建築士、 <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員資格者	
4204	建築設備点検		○	建築基準法第12条の規定による点検を行えること		<input type="checkbox"/> 一級建築士又は二級建築士、 <input type="checkbox"/> 建築設備検査員 <input type="checkbox"/> 防火設備検査員 <input type="checkbox"/> 昇降機等検査員	
4301	耐震診断		○	建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断が行えること		<input type="checkbox"/> 構造設計一級建築士 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣登録 鉄筋コンクリート耐震診断資格者講習受講者	
4401	自動ドア保守点検		○	自動ドア保守点検が行えること		<input type="checkbox"/> 自動ドア施工技能士1級又は2級	
4501	イベント運営 ・会場設営		○				
4701	封入封緘		○		営業用機械機具調書(第4号様式)		

## 業務委託競争入札参加資格審査申請に係る電子申請操作説明会のご案内

平素より本市の社会資本の整備・充実にご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本市では、令和元年9月受付の「令和元・2・3年度業務委託競争入札参加資格審査申請」から電子申請を導入します。

つきましては、下記のとおり希望者を対象に操作説明会を開催いたします。(説明会参加受付方法等は後日、市ホームページにてお知らせします。)

なお、当日の資料(電子申請マニュアル等)は、当該説明会の前に市ホームページでも公開します。

### 記

#### 【説明会(日時・場所)】

(各回とも同内容。1時間半程度を予定)

	日 時		会 場
第1回	8月28日(水)	10時00分～	え〜るピア久留米 (久留米市諏訪野町1830-6)
第2回	8月29日(木)	13時00分～	
第3回	8月29日(木)	15時00分～	視聴覚ホール

※会場の都合上、各社1名のご参加とさせていただきます

#### ■会場までのアクセス



- ・徒歩：西鉄久留米駅から約10分
- ・バス：西鉄久留米駅から約5分  
JR久留米駅から約20分  
「税務署前」下車。徒歩3分

※駐車場はありますが、混み合うことが予測されますので、なるべく乗り合わせ、公共交通機関をご利用ください。

#### 【お問い合わせ先】

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番3  
久留米市役所総務部契約課 工事チーム  
TEL：0942-30-9171  
FAX：0942-30-9713  
E-Mail：keiyaku@city.kurume.fukuoka.jp